

●位置づけ

三田市まちづくり基本条例 (H24)
【第23条 協働のまちづくりの推進方策は別に定める】

第4次三田市総合計画 (H24～R3)
【地域で支えるまちづくり】ともに考え、ともに支えあい活気のあるまちをつくりましょう
【協働】市民、事業者及び市が力を合わせてまちづくりをすすめましょう。

協働のまちづくり基本指針 (H27)
・異なる価値観や行動原理を持つ主体が共通の認識のもとに力を合わせてまちづくりに取り組むため、協働の共通ルールや考え方を明らかにしたものの。

第5次三田市総合計画 (R4～R13) (資料2-2、P1・5・8)
【地域で支えるまちづくり】自治区・自治会をはじめテーマ型活動団体や事業者・団体等、市との連携を通じて、自分自身の手で住みたい・住みたいと思えるような地域づくり
【協働・共創のまちづくり】市民、事業者、団体及び市が、それぞれの強みを発揮しながら協働による地域づくりや多様な主体が相互に連携し目的を共有しながら、一体となって三田のまちを元気にする共創の取り組み

近年のコミュニティのあり方議論(R2)
→地域コミュニティ懇話会報告書
(資料2-3、まとめP23～25)

見直し

改定 新指針

●新指針の期間→令和13年度まで

総合計画の期間が、前期(～令和8年度)、後期(令和9～13年度)であるため、あわせて指針の全面見直しが必要です。したがって、改定後の新指針の期間は令和13年度までとし、また、総合計画が後期に入る令和9年度に一部見直しが必要か確認したいと考えます。

～まとめ・地域住民自治に向けた処方箋～ (資料2-3、p23～25)

市民の皆さんに向けた提案

- ・地域の活動や団体の現状を把握しましょうー棚卸と地域カルテ作成のすすめー
- ・地域の特性を踏まえて団体間の役割と分担を見直しましょう。
- ・多様な担い手の参加を促す改善と工夫をはかりましょう。

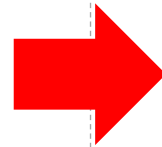
行政に望む事柄

- ・地域にゆだねる役割の棚卸と整理を望みます。
- ・多様性を踏まえた地域ごとのモデルの提示と支援を期待します。
- ・地域の自主性を尊重しながら、多様性に基づく地域住民自治の仕組みに適合した支援体制の構築を期待します。

●指針の対象(だれに向けて発信?)

現指針

行政内部に向けた意味合いが強い。



新指針

地域コミュニティ

自治会、まちづくり協議会 等

市民活動団体(テーマ型活動団体)

団体、NPO等

市 民

在住・在勤・在学

事 業 者

行 政

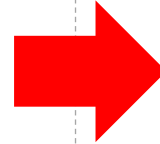
➡それぞれが活動の参考にできる
ような「指針」とする。

(案)新指針は、まちづくりに多様な担い手の参加を促す改善と工夫をはかるため、具体的に各主体が行動するために参考にできるものとしします。

●理念

現指針

「協働」という理念そのものの考え方・理解促進



新指針

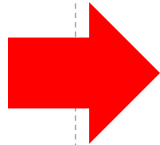
「協働」は課題解決の手段の一つ

+
共 創
+
共 生

●方向性

現指針

- ・目指すべき地域コミュニティの方向性
 - ①地域課題に自発的・主体的に取り組むコミュニティ
 - ②民主的に自律的に運営される開かれたコミュニティ
 - ③多様な主体がつながり楽しく活動するコミュニティ
 - ④お互いに支えあい助け合うコミュニティ
- ➡地域特性が共通し地域課題が共有でき、住民が連帯しやすい単位として小学校区単位を住民自治の単位とする。



新指針

- ・自治会やまちづくり協議会を含む地域コミュニティの担い手不足・組織弱体化を課題の中心にとらえる
- ・原則は自治会あつての地域コミュニティ
簡単でない地域強化(人口増・担い手増)
- ・地域内団体のつながりを強めるとともに市民活動団体等の地域外のチカラを導入する。
- ・市民活動の担い手発掘・育成

※方向性の中に自治会や市民活動団体について触れていない。

(案)新指針は、多様な担い手確保や、地域特性を踏まえて各団体間が分担して役割を担うことを目指すものとします。

●手段(推進方策)

現 指 針

市民活動団体の支援

→市民活動推進プラザで実施

まちづくり協議会の設立

→小学校区単位で全校区設立(R7)

地域コミュニティへの財政的支援

→まちづくり協議会への交付金創設

協働事業提案制度の創設

→R4リニューアル実施

※「自治会」については記載がない。

新 指 針

地域コミュニティの担い手不足・弱体化への対応

➡まちづくり協議会の定義・役割の再設定

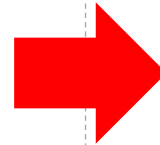
➡まち協をプラットフォームに外部人材を地域とつなぐしくみの検討

➡自治会の負担軽減

地域特性に見合った地域内団体のつながり強化

市民活動の担い手の発掘・育成

市民活動団体(NPO)の活発化



(案)新指針は、多様性を踏まえた地域ごとのモデルの提示を行うとともに、多様な担い手がつながる方策を示すものとします。

●特記事項

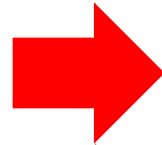
現指針

行政組織の夕テ割りに合わせて地域コミュニティも夕テ割りになっている。

➡持続可能な地域社会の発展のために多様な主体が持つ様々な力を活かし、お互いの違いを超えて理解しあい連携・協力して地域づくりを進めることが必要。



小学校区単位でまちづくり協議会の設立



新指針 7ページ参照

施策ごとに圏域が異なっており、地域が力を合わせにくい状況。

➡行政組織の夕テ割りに合わせた地域の夕テ割りが残っている。



圏域の整理は、持続可能な地域コミュニティを考えるうえでは避けて通れない。

(案)新指針は、行政が地域にゆだねる役割の棚卸と整理を行ったうえで、地域の自主性を尊重しながら、多様性に基づく地域住民自治の仕組みに適合した支援体制の構築を行政に求めるものとします。

自治会

地域で役割を持つことや災害時など自治会もいい面がある。しかし・・・

- ・加入率の低下、中心は高齢男性。若い人はテーマ型活動には関心を示すが、地域に入ろうとしない。【担い手不足】
- ・PTAが弱体化し、担い手獲得の仕組みが崩壊【担い手不足】
- ・地域に関わる全てをやろうとしてきたが担いきれなくなっている。【負担】
- ・自治会組織は様々な段階があり複雑、役員負担が重い。【負担】
- ・コスパ・タイパが悪く、自治会加入のメリットを感じにくい。【加入・継続のモチベーションにつながらない】

- 地域コミュニティの制度、仕組みがくたびれている。
- 女性に地域で役割を担ってもらえるような組織のあり方が必要。
- 防災や若い世代のニーズである子育てなど住民が利益を享受できる仕組みを確保しつつ制度を整理する

＋ (三つの地域特性)

既成市街地

- ・小規模な自治会が多いが、各々の自治会に歴史・財産・誇りがある

ニュータウン

- ・オールドタウン化が進む地区では、負担を嫌って街区単位で自治会を脱退。
- ・自治会とまち協との範囲が同一の地区もある。

農村地域

- ・自治会以外にも多くの組織があり、現役世代でも負担が大きい。
- ・近世から続く自治村落の流れで集落ごとに自治区が作られている。

定義が揺らぐ
→再定義

まちづくり協議会

自治会活動のスリム化の受け皿となることを期待

特性に応じたモデルを複数つくり、地域が選択する仕組みへ
(加入率ではなく、意欲的に(楽しく)活動でき関わる人々の熱量が上がる地域コミュニティ活動)

テーマ型活動と地域(自治会)とのパイプ役を期待

テーマ型活動

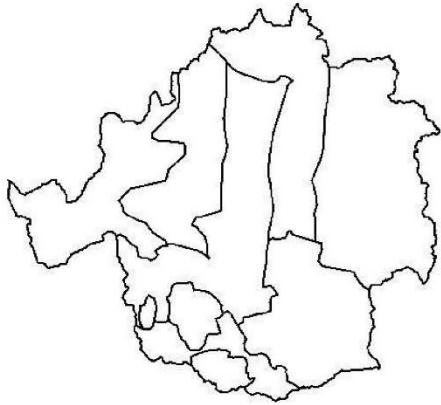
- ・テーマ型活動(協働事業提案制度含む)は活発。
- ・市民活動団体同士でもお互いの活動が知らないことがよくある。
- ・市民が主体となり行政というツールを団体が使いこなす状態が持続可能であり理想
- ・さまざまな団体が様々なテーマで活動されていることは自治の面から意味が大きい。

テーマ型活動をコンテンツとして地域に組み込む



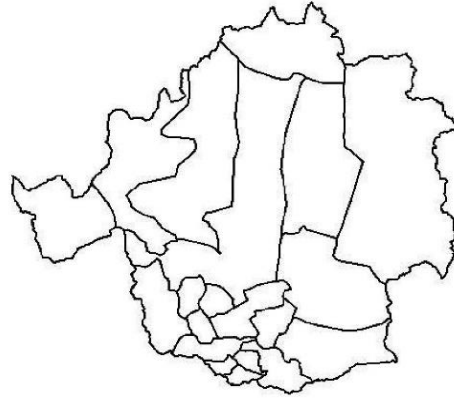
- つながることは新たな活動、課題解決の可能性になる
- 団体同士、地域、人、行政と接点をつくる・橋渡しをする仕組みづくりが必要。

圏域の例



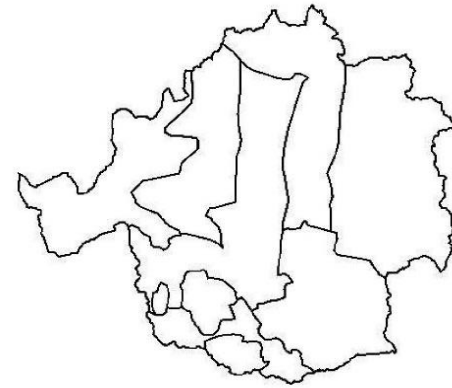
①区・自治会連合組織
≡市制以前の町村域
+ニュータウン地域

10圏域



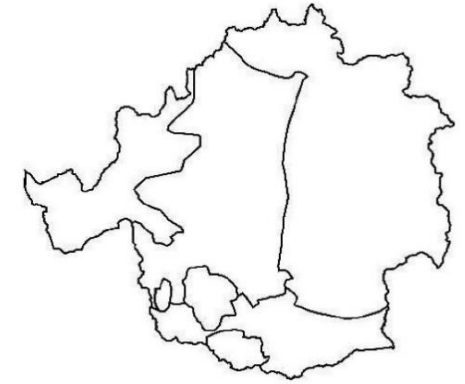
②まちづくり協議会
≡小学校区

20圏域



③ふれあい活動推進協議会
地域福祉活動団体の圏域

9圏域



④地域包括支援センター
介護保険制度の日常生活
圏域ごとに設置

6圏域

施策によって圏域が異なる～地域コミュニティがまとまりにくい原因～

- ・保護者はPTAは子どもが通っている小学校の行事を手伝い、自治会活動は子どもが通っていない地区の事業を手伝っている。【地域の団結力の低下】
- ・広野地区は、小学校区が5地区に分かれ、自治会の地区連合の1圏域に対し、まちづくり協議会は5組織のうち4組織がニュータウンのまちである。【地域の団結力の低下】
→コミュニティと施策的に設定された圏域が乖離しており、負担増につながっている。
- ・ニュータウンの大規模に整備した小学校の児童数が減少すると、元の圏域を再構成した方が効率的ではないか。
- ・区・自治会連合会からも圏域を一本化するべきとの意見。



- 地域コミュニティにおいて、住民が肌感覚で自分の地域と思う範囲と活動する範囲が同じであることが重要。
- 圏域について住民意見をもう一度聞く必要がある。

地域の力が結集しやすい圏域を検討
(再整理)